

## 福祉系高校修学資金の返還免除対象業務について

兵庫県内において介護福祉士等として下記表の事業所で介護等の業務（※）に従事すること。

※法人における人事異動等により貸付けを受けた人の意思によらず兵庫県外において業務に従事した場合等は、兵庫県内で従事したものとみなします。

### ※「介護等の業務」とは

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号事業所（同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者をいいます。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方をいいます。相談援助業務、施設長業務は含まれません。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

対象となるサービス種別	
①（介護予防）訪問介護	⑫（介護予防）認知症対応型共同生活介護
②（介護予防）訪問入浴介護	⑬地域密着型通所介護
③（介護予防）通所介護	⑭地域密着型特定施設入居者生活介護
④（介護予防）通所リハビリテーション	⑮地域密着型介護老人福祉施設
⑤（介護予防）短期入所生活介護	⑯複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
⑥地域密着型通所介護	⑰介護老人福祉施設
⑦（介護予防）特定施設入居者生活介護	⑱介護老人保健施設
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑲介護療養型医療施設
⑨夜間対応型訪問介護	⑳第1号訪問事業
⑩（介護予防）認知症対応型通所介護	㉑第1号通所事業
⑪（介護予防）小規模多機能型居宅介護	

### 【注意事項】

※雇用形態（常勤・非常勤等）や1日の勤務時間は問いません。

## 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還免除対象業務に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付け、返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行します。

### 1) 返還充当資金の返還免除対象業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から福祉系高校修学資金の返還免除対象業務の範囲を除いた業務。

具体的には次の業務

- ・ 介護分野の事業所における相談援助業務や施設長の業務
- ・ 介護分野以外の福祉分野（障害者・障害児福祉分野、児童福祉分野等）の事業所における介護業務（直接支援）や相談援助業務、施設長の業務

### 2) 移行手続き

返還充当資金の返還免除対象業務へ就職・転職となった際、業務従事開始届（様式第26号）を兵庫県社会福祉協議会へご提出ください。業務従事開始届等により、修学生が返還充当資金の対象に該当することが判明した場合は、返還充当資金の貸付けに移行します。

※業務従事開始届（様式第26号）を提出いただく以外の手続きは不要です。